

江戸川区の受動喫煙防止対策に関する新制度への対応

令和2年1月16日
健康づくり推進協議会資料
健康部生活衛生課・健康推進課

1 スケジュール

令和元年7月1日	健康増進法の一部を改正する法律の一部施行 ・第1種施設（学校、病院、児童福祉施設等並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎）の敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所の設置可）
令和元年9月1日	東京都受動喫煙防止条例の一部施行 ・飲食店内の喫煙場所の有無に関する標識掲示義務化（罰則なし） ・第1種施設のうち学校等子どもが利用する施設の敷地内に特定屋外喫煙場所の設置不可（努力義務）
令和2年1月6日	既存特定飲食提供施設及び都指定特定飲食提供施設の届出受理開始 （小規模な飲食店の経営への影響を配慮した経過措置）裏面参照
令和2年4月1日	健康増進法の一部を改正する法律及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行 ・第2種施設（多数の者が利用する施設のうち、第1種施設及び喫煙目的施設以外の施設）の屋内原則禁煙

2 受動喫煙防止対策支援

（1）江戸川区受動喫煙防止対策コールセンター

電話番号 0570-015-006

受付時間 午前9時～午後5時 平日（月曜日～金曜日、祝日・休日を除く）

令和元年10月1日 開設（令和元年12月末までに151件の問い合わせ）



（2）喫煙専用室等の設置に関するアドバイザーの派遣（コールセンターで受付）

喫煙専用室等を設置する際の疑問点などについて専門アドバイザーが現地訪問して対応

受付期間 令和2年3月まで（先着順）（1月7日現在 申込み12件）

（3）受動喫煙防止対策に関する説明会（コールセンター又はwebフォームから先着受付）

新制度の内容や喫煙室等の設置要件、事業者が利用できる補助券の案内等

日時	施設名	会場名	定員数	申込数
10/23(水) 14:00～16:00	総合文化センター	会議室	90名	46名
11/ 7(木) 14:00～16:00	平井コミュニティ会館	集会室第1・第2	70名	17名
11/11(月) 14:00～16:00	小岩アーバンプラザ	集会室第1・第2	80名	40名
11/22(金) 14:00～16:00	東部区民館	集会室けやき・まつ	70名	31名
11/25(月) 14:00～16:00	葛西区民館	集会室第2・第3	60名	56名
1/15(水) 14:00～16:00	葛西区民館	集会室第2・第3	60名	22名
1/21(火) 14:00～16:00	小岩区民館	講座講習室	70名	26名
1/31(金) 14:00～16:00	平井コミュニティ会館	集会室第1・第2	70名	10名
2/ 3(月) 14:00～16:00	タワーホール船堀	研修室	80名	28名
2/27(木) 14:00～16:00	総合文化センター	研修室	200名	15名

【参考】

受動喫煙防止対策に関する法・条例

	改正 健康増進法 (2018 年 7 月 25 日公布)	東京都受動喫煙防止条例 (2018 年 7 月 4 日公布)
第一種施設 施行日 法：2019 年 7 月 1 日 都条例： 2019 年 9 月 1 日	学校、病院、児童福祉施設、行政機関 等で政令・都規則で定める施設 敷地内禁煙（喫煙の禁止）（紙巻きたばこ、加熱式たばこ） （屋外に「特定屋外喫煙場所」を設置可 基準は省令・都規則で規定）	屋外に喫煙場所設置も不可（努力義務） （幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校等都規則で定める施設）
第二種施設 施行日 法・都条例 2020 年 4 月 1 日	第一種施設以外の多くの人が利用する施設 原則屋内禁煙（喫煙の禁止）（紙巻きたばこ、加熱式たばこ） 飲食不可の「 喫煙専用室（※） 」の設置は可能 （例：福祉施設、運動施設、映画館、遊戯施設、事務所 等）	
	※技術的基準 ①出入り口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流0.2 m ³ /秒以上 ②たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう壁、天井で区画されていること ③たばこの煙が施設の屋外に廃棄されていること	
例外的に喫煙が可能な 飲食店 「喫煙可能室」	(1) 既存店である。 (2) 客席面積が 100 m ² 以下 (3) 個人経営または中小企業で資本金 5,000 万円以下 技術的基準は②のみ要件	(1)～(4)の条件を満たし、届出が必要 (4)従業員を使用していない
加熱式たばこ	飲食店に飲食可能（※）な「指定たばこ専用喫煙室」 の設置が可能 ※飲食可能は経過措置	
	紙巻たばこと同じ 規制対象 （たばこの定義に含まれる）	規制対象であるが、健康影響が明らかになるまでの間、 行政処分や罰則適用対象としない。
例外施設	喫煙目的施設 （たばこ販売店、たばこ販売許可のあるバーやスナック、公衆喫煙所） 居住・宿泊場所 （ホテル・旅館の 客室 、老人ホームや寮の 個室 ）	
罰則	命令に違反した施設管理者 命令に違反した喫煙者 最大 50 万円以下の過料	最大 5 万円以下の過料 （上乗せの都条例部分）